

### 船社間協定届出情報

No	協定の名称	届出事項	効力発生時期	届出内容
1	カリブ航路に於ける自動車専用船に関する協調配船及びスペースチャーター協定書	変更	2023/9/1～2024/3/31	概要: 下記条項を以下の通り変更する。 第1条 配船 カリブ海地域航路の安定輸送のため、市況や荷量を考慮して配船数を決定する。 配船頻度は少なくとも月1便とし、配船順序については甲、乙、丙の合意のもと決定するが各社配船頻度は三社同じ割合とする。 また、運用に変更があった際には国土交通省に連絡することとする。